

議案第15号

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する
条例及び愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理
に関する条例の一部改正について

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第13号）及び愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、公共施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に、コミュニティセンターの使用料等を改めるため、関係条例を改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する
条例及び愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例

(愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
(平成17年愛西市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分	単位	金額	徴収の時期
会議室	1時間	380円	使用の許可を受けたとき
和室		380円	
実習室		280円	
集会所		610円	
ゲートボール場		200円	

備考 使用料の特例

- 1 市内に在住又は在勤する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合及び営利を目的とする場合の使用料の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一

部改正)

第2条 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
(平成17年愛西市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

永和地区防災コミュニティセンター及び西保地区防災コミュニティ
センター使用料

施設の名称	区分	単位	金額	徴収の時期
永和地区防 災コミュニ ティセンタ ー	講堂	1時間	540円	使用の許可を受けたとき
	会議室		380円	
	和室		380円	
	実習室		280円	
西保地区防 災コミュニ ティセンタ ー	講堂	1時間	540円	使用の許可を受けたとき
	会議室		280円	
	和室		540円	
	実習室		280円	

備考 永和地区防災コミュニティセンター及び西保地区防災コミュニ
ティセンター使用料の特例

- 1 入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合及び営利を目的とする場合の使用料の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 市内に在住又は在勤する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

立田南部地区防災コミュニティセンター及び立田北部地区防災コミュニ
ティセンター使用料

施設の 名称	使用 時間 部屋 区分	使用料				
		午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時	延長1時間 につき
立田南 部地区 防災コ ミュニ ティセ ンター	集会室	円 2,160	円 2,160	円 2,160	円 6,480	円 540
	研修室	円 1,120	円 1,120	円 1,120	円 3,360	円 280
	和室	円 2,160	円 2,160	円 2,160	円 6,480	円 540
	実習室	円 1,120	円 1,120	円 1,120	円 3,360	円 280
立田北 部地区 防災コ ミュニ ティセ ンター	集会室	円 2,160	円 2,160	円 2,160	円 6,480	円 540
	研修室	円 1,520	円 1,520	円 1,520	円 4,560	円 380
	和室	円 2,160	円 2,160	円 2,160	円 6,480	円 540
	実習室	円 1,520	円 1,520	円 1,520	円 4,560	円 380

佐織地区地域防災コミュニティセンター使用料

施設の 名称	使用 時間 部屋 区分	午前9時 ～正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時	午後9時～ 午前9時
		勝幡地 域防災 コミュ ニティ センタ ー	講堂	円 1,830	円 2,440	円 1,830
	和室	円 1,620	円 2,160	円 1,620	円 5,400	円 6,480
	会議室	円 840	円 1,120	円 840	円 2,800	円 3,360

	実習室	円	円	円	円	円
		1,140	1,520	1,140	3,800	4,560
町方地域防災 コミュニティ センター	講堂	円	円	円	円	円
		1,620	2,160	1,620	5,400	6,480
	和室	円	円	円	円	円
		1,830	2,440	1,830	6,100	7,320
	会議室	円	円	円	円	円
		840	1,120	840	2,800	3,360
	実習室	円	円	円	円	円
		840	1,120	840	2,800	3,360
川渕地域防災 コミュニティ センター	講堂	円	円	円	円	円
		1,620	2,160	1,620	5,400	6,480
	和室	円	円	円	円	円
		1,620	2,160	1,620	5,400	6,480
	会議室	円	円	円	円	円
		840	1,120	840	2,800	3,360
	実習室	円	円	円	円	円
		1,140	1,520	1,140	3,800	4,560
草平地域防災 コミュニティ センター	講堂	円	円	円	円	円
		1,620	2,160	1,620	5,400	6,480
	和室	円	円	円	円	円
		1,830	2,440	1,830	6,100	7,320
	会議室	円	円	円	円	円
		840	1,120	840	2,800	3,360
	実習室	円	円	円	円	円
		840	1,120	840	2,800	3,360
藤浪地域防災 コミュニティ	講堂	円	円	円	円	円
		1,620	2,160	1,620	5,400	6,480
	和室	円	円	円	円	円

ニティ		1, 6 2 0	2, 1 6 0	1, 6 2 0	5, 4 0 0	6, 4 8 0
センタ	会議室	円	円	円	円	円
ー		8 4 0	1, 1 2 0	8 4 0	2, 8 0 0	3, 3 6 0
	実習室	円	円	円	円	円
		8 4 0	1, 1 2 0	8 4 0	2, 8 0 0	3, 3 6 0

備考 佐織地区地域防災コミュニティセンター使用料の特例

- 1 入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合及び営利を目的とする場合の使用料の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 市内に在住又は在勤する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 講堂又は和室を分割して使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各条例の規定に基づく申請その他の行為は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。
- 3 施行日前に施行日以後のコミュニティセンターの利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該コミュニティセンターの利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。